

平成 23 年 8 月 4 日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会長 寺尾 俊彦

「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」について

拝啓 日頃より本会事業の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 27 日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長から、各都道府県の児童家庭局・母子保健主管部(局)長宛「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」の課長通知が出されております。これは、平成 23 年 7 月 20 日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 7 次報告）」において、望まない妊娠・出産が虐待児死亡の主要な原因になっていることが示されたことを受けて、妊娠等について悩まれている方のための相談体制の充実などが提言されたものです。

当該通知では、女性健康支援センター、児童相談所、保健所、市町村保健センター、福祉事務所、婦人相談所などを妊娠等に関する窓口として考えておりますが、当該通知にあるように特定妊婦への支援や必要な情報の提供及び相談窓口の紹介、そして市町村との連携には、本会会員の産科等医療機関の協力が不可欠であるとされております。

そこで、当日本産婦人科医会は、虐待児死亡防止はわが国における喫緊の課題の一つであると考えておりましたので、別添「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」として積極的に取り組むことにいたしました。今回は各都道府県産婦人科医会会長殿に事業の概要をお知らせすると同時に事業遂行のご協力をお願いすることにしたので、よろしく願いいたします。

なお、本事業の具体的取り組み方法については、来る 9 月 19 日（月・祝）の地域代表全国会議において説明をさせていただく予定です。

敬具

## 別 添

### 「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」について

#### 1. 目的

本事業は、妊娠に関連する医学的、精神的及び社会的等の問題で悩んでいる方に対し、日本産婦人科医会（以下「本会」）会員が、関係機関との連携の下に相談援助を行うことを目的とする。

#### 2. 実施主体

本会会員のうち、診療施設を開設している会員であって、前項の目的に賛同する会員とする。

#### 3. 診療施設の条件

- (1) 施設内に本会会員（産婦人科医）の指示の下で当事業を担当する保健師・助産師・看護師又は受胎調節実地指導員の有資格者が少なくとも1名以上いること。
- (2) 以下の事業内容を円滑に進めるために施設内の協力体制並びに、施設所在地の自治体、女性健康支援センター、児童相談所、保健所、市町村保健センター、福祉事務所、婦人相談所、各都道府県・市区町村産婦人科医会との連携が可能であること。

4. 3の条件を満たす施設は、「妊娠等の悩み相談援助施設」と表示する。

#### 5. 事業内容

本事業は、次の内容について行うものとする。

##### (1) 対象者

妊娠等について悩まれている方及びその保護者を対象とする。

##### (2) 実施方法

医学的、精神的及び社会的な問題について、相談者の個々のケースに応じ、状況把握に努める。その後医療機関で行う医学的管理は経時的に行えるよう計画し説明を十分に行う。そして管理主体となるべき関係機関（別添 平成23年7月27日厚生労働省雇用均等児童家庭局3課長連名通知「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」の別紙3参照）に対し必要な情報を提供することにより、十分な相談援助を受けられるようにする。

なお、医療機関が行う相談援助及び関係機関に対する情報提供については、次の内容を含めるものとする。

ア 妊娠、分娩、産褥、中絶に関すること。

（妊娠・分娩に対する不安の解消、妊娠の生理、人工妊娠中絶が心身に及ぼす影響、

妊娠・分娩に適した時期・年齢等正しい知識の普及。)

イ 出産、育児等に関すること。

(出産後の育児不安の解消、各種子育て支援施策の紹介(健康保険の給付、育児休業給付制度、里親制度、自治体による子育て支援策、乳児院等の児童福祉施策等社会資源等))

ウ 家族計画に関すること。

(避妊方法、受胎調節の技術等)

エ その他

### (3) フォロー

妊娠等について悩まれている方に対し、医学的、精神的及び社会的な問題について相談援助を行った結果、虐待に繋がるであろうと会員等が判断した場合は、速やかに関係機関に情報提供を十分に行うものとする。この場合においては、情報提供後も関係機関と連絡を密にし、虐待の防止に努めるものとする。